

番 号
令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
住 所
代表者氏名 印

生活交通確保維持改善計画認定申請書

生活交通確保維持改善計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※協議会が申請する場合は、住所、代表者氏名及び印は省略することができる。

生活交通確保維持改善計画（離島航路確保維持計画を含む。）に記載すべき事項

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性（自由記述）
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）
3. 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者
運航計画書（様式2-2）
航路整備計画書（様式2-3）
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者
航路損益見込計算書（様式2-4）
離島住民運賃割引見込書（様式2-5-2）※運賃割引を実施する場合
5. 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項
離島航路3ヵ年計画（様式2-5）
6. 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性（自由記述）
7. 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果（自由記述）
8. 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（自由記述）
9. 協議会の開催状況と主な議論（自由記述）
10. 利用者等の意見の反映状況（自由記述）
11. 協議会メンバーの構成

※計画の作成に当たっては1.～11.の全てを記載するものとし、様式2-2～2-5の全てを作成し添付するものとする。

※6.～8.については、離島航路構造改革事業を行わない場合において、記入を要しない。

運 航 計 画 書

年 月 日

航 路 名 _____ 事業者名 _____

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地							終 点	合 計
港 名										
各港間距離 (km)										
所 要 時 間										

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図

- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需要状況を附記すること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員（等級別に記載すること。）	主機の種類	連続最大出力	航海速度

（注）予備船の船名は、かっこ書きすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

（1）使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
計				

（注）1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

（2）発着時刻表

航 路 整 備 計 画 書

年 月 日

航 路 名

事業者名

経 営 主 体 の 整 備		当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日					
		当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日					
運 航 の 基 本 的 条 件 の 整 備	年 度		令和	年度	令和	年度	
	航 路	起 点					
		主要な寄港地					
		終 点					
	使 用 船 舶	隻 数					
		総 ト ン 数					
		新たに取得する必要がある場合には、おおよそ要する資金の調達方法					
		運航回数の最小限					
	1Km当りの旅客運賃の最高限						

(注) 離島航路運営費等補助金を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

航路損益(見込)計算書

航路名 _____

事業者名 _____

(千円)

科目	期間区分	〇年度航路損益			3力年平均	航路損益見込み	備考(増減理由)
		(令和 年月~ 令和 年月)	(令和 年月~ 令和 年月)	(令和 年月~ 令和 年月)			
1. 収益		0	0	0	0	0	
A 運航収益		0	0	0	0	0	
1. 旅客運賃							
2. 手荷物運賃							
3. 小荷物運賃							
4. 自動車航送運賃							
5. 貨物運賃							
6. 郵便・信書便航送料							
7. 雑収入							
B 営業収益		0	0	0	0	0	
1. 航路附属施設収入							
2. 雑収入							
収益計		0	0	0	0	0	
2. 費用		0	0	0	0	0	
A 運航費用		0	0	0	0	0	
1. 旅客費		0	0	0	0	0	
(1) 旅客歩金							
(2) 傷害保険料							
(3) 雑費							
2. 手荷物取扱費							
3. 小荷物取扱費							
4. 自動車航送取扱費							
5. 貨物		0	0	0	0	0	
(1) 貨物積卸費							
(2) 貨物歩金							
(3) 貨物弁金							
(4) 雑費							
6. 郵便・信書便取扱費							
7. 燃料潤滑油費							
8. 養缶水費							
9. 港		0	0	0	0	0	
(1) 税金及び手数料							
(2) 水先及び係留料等							
(3) 代理店手数料							
10. 雑費							
11. 船費		0	0	0	0	0	
(1) 船員費							
(2) 船舶備品費							
(3) 船舶消耗品費							
(4) 船舶修繕費							
(5) 雑費							
B 営業費用		0	0	0	0	0	
1. 保険料		0	0	0	0	0	
(1) 船舶							
(2) 航路附属施設							
2. 税金		0	0	0	0	0	
(1) 船舶							
(2) 航路附属施設							
(3) 消費税							
3. 利		0	0	0	0	0	
(1) 船舶							
(2) 航路附属施設							
4. 減価償却費		0	0	0	0	0	
(1) 航路開設							
(2) 船舶							
(3) 航路附属施設							
5. 賃借(用船)料		0	0	0	0	0	
(1) 船舶							
(2) 航路附属施設							
6. 航路附属施設費							
7. 店用計費		0	0	0	0	0	
3. 差引当期純利益(純損失)		0	0	0	0	0	
(国庫補助金)							
(都道府県補助金)							
(市区町村補助金)							

事業者名
航路名

離島航路 3 年計画
(令和 年度～令和 年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項目	内容

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項目	内容

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項目	内容

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項目	内容

6. 今後引き続き検討すべき事項

項目	内容

離島航路3カ年計画による輸送量及び収支見込み

1. 輸送量の見込み

項目	区分	現 状 (年度)	初年度 (年度)	2年度 (年度)	3年度 (年度)
旅客	人				
	人キロ				
自動車	台				
	台キロ				
貨物	トン				

2. 収支の見込み

(千円)

項目	区分	現 状 (年度)	初年度 (年度)	2年度 (年度)	3年度 (年度)
旅客運賃					
手荷物運賃					
小荷物運賃					
自動車航送運賃					
貨物運賃					
郵便・信書便航送料					
その他収入					
収 益 計					
旅 客 費					
手荷物取扱費					
小荷物取扱費					
自動車航送取扱費					
貨 物 費					
郵便・信書便取扱費					
燃料潤滑油費					
養 缶 水 費					
港 費					
雑 費					
船 員 費					
船舶備品費					
船舶消耗品費					
船舶修繕費					
船 費 雑 費					
保 險 料					
税 金					
利 子					
減価償却費					
賃借(用船)料					
航路附属施設費					
店 費					
費 用 計					
損 益					
収 支 率					

2. 使用船舶の概要 ※6

船名	就航年月	総トン数	就航比率	月延べ 船員数(人)	備考
(主船)					
(予備船)					

* 就航比率を使用しない場合は、「就航比率」欄は省略する。

3. 平成5年10月1日以降に当該航路に就航した船舶に係る経費等

- ① 船名 _____
- ② 船価 _____ 千円 ※7
- ③ 経費実績(見込)

(単位:円)

項目	補助対象年度
船舶利子	
減価償却費	
用船料	

航路の科目別（見込）数値等調査票記載要領

補助対象年度の見込数値等は、下記注意事項により算出する。

記

- (※1) 離島航路第9表の航行距離及び運航回数とする。（運航雑収入となる他航路就航又は回航等は除く。）
- (※2) 離島航路第10表の輸送人員とする。
- (※3) 離島航路第11表の取扱数量とする。
- (※4) 離島航路第12表の取扱数量とする。
- (※5) 離島航路第16表の主燃料（A、C、軽油）の年間消費量とする。ただし、就航比率が1未満のものに関しては、第16表の船舶ごとに就航比率を加味した本航路分担消費量とする。
- (※6) 当該年度中に代替建造等により就航する予定船舶についても記入する。
月延べ船員数欄には、月間の運航日数が15日以上ある使用船舶の法定乗組定員数（船員法第69条に定める定員とする。）を当該船舶の稼働月数を基に月延べ換算した人数とする。
（注. 常時10人以上の船員を使用する事業者については、船員法97条により届出た就業規則に記載された定員数とし、それ以外の事業者については、船員法69条に基づく定員として事業者が申出た船員数と船舶検査証書の船員数のどちらか少ない数とする。）－（別紙）「月延べ船員数の算出根拠」により算出する。
総トン数欄には、当該航路に就航する船舶の総トン数を、就航比率欄には、離島航路第2表「各科目分担率（見込）一覧表」から転記すること。なお、当期中に新船が就航した場合は、備考欄に就航年月日を記載すること。
- (※7) 船舶の建造総船価とする。ただし、補助金等により建造を行った場合は、船価圧縮後の簿価とする。
- (※8) 交付要綱様式2-2運航計画書に記載した運航回数とする（運航雑収入となる他航路就航又は回航等は除く。）。
- (※9) 航路距離等の計算方法
－（別添）「国庫補助対象航路の運賃等調査表」により算出する。
- (※10) 旅客輸送人キロは、過去3年間（補助金の交付を受けようとする補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間を最終期間とする連続した過去3年間のいう。以下同じ。）の実績の平均値とする。ただし、過去3年間で連続して実績値が増加している航路は、前年度の旅客輸送人キロまたは過去3年間の実績の平均値に基準期間の前補助対象期間から基準期間の増加率を乗じたもののいずれか低い方を使用し、過去3年間で連続して実績値が減少している航路は、前年度の旅客輸送人キロまたは過去3年間の実績の平均値に基準期間の前補助対象期間から基準期間の減少率を乗じたもののいずれか高い方を使用する。また、他の項目についても上記に準じて計算した上で、航路損益（見込）計算書を作成する。ただし、上記計算によることが適当でない事情がある場合は、理由を付して他の方法により算出することを可能とする。

(別紙)

月延べ船員数の算出根拠

1. 雇用船員数 _____人

① 常時 10 人以上の船員を使用する事業者の場合

船名	船員法第97条により届け出られた就業規則に記載された定員数
	人
	人
	人
	人

(協議会で確認)

② 常時 10 人未満の船員を使用する事業者の場合

船名	船員法第69条に定める定員	船舶検査証書の船員数
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人

(船舶検査証書で確認)

2. 月延べ船員数

船名	適用船員数	月延べ船員数
	人	人
	人	人
	人	人
	人	人

(別添)

国庫補助対象航路の運賃等調査表

○ 旅客運賃

旅客………2等運賃

1 (港名)		
A. 距離 (キロ) B. 運賃 (円) 旅客 C. 見込輸送人員 (人)	2 (港名)	
D. 距離 (キロ) E. 運賃 (円) 旅客 F. 見込輸送人員 (人)	G. 距離 (キロ) H. 運賃 (円) 旅客 I. 見込輸送人員 (人)	3 (港名)

(注) 1. 当期中に運賃改定を予定している場合、改訂の前後における輸送量比で按分した賃率とする。

(旅客…輸送人キロ比)

2. 増便区間の増便分見込輸送人員を()にて内書きすること。

※運賃等調査表による航路距離等の算出方法

$$\text{I 航路距離} = \frac{\text{航行距離}}{\text{運航回数} \times 2}$$

(小数点第2位) ※8

$$\text{II キロ当り賃率} = \frac{B + E + H}{A + D + G}$$

(小数点第2位)

$$\text{III 輸送(見込)人キロ} = AC + DF + GI$$

(小数点第2位)

※増便分は、増便分の見込輸送人員に距離を乗じて算出する。

離島航路第2表 (日本工業規格A列4番)

各 科 目 分 担 率 (見 込) 一 覧 表

該 当 科 目	分 担 率 算 式	本 航 路 分 担 率
(1) 就航比率により船舶ごとに按分するもの (7) 旅客費中の傷害保険料及び雑費 (4) 貨物費中の雑費 (7) 燃料油費 (1) 養水費 (4) 船費(予備船員費を除く) (4) 運航雑費 (4) 営業費用中の船舶に係る保険料、税金、利子、減価償却費、用船料	$\text{就航比率} = \frac{\text{当該船舶の本航路における年間走行距離}}{\text{当該船舶の全航路における年間走行距離}}$ $\text{就航比率} = \frac{\text{当該船舶の本航路における増便した区間の年間走行距離}}{\text{当該船舶の全航路における年間走行距離}}$	
(2) 運航回数比率により按分するもの (7) 手荷物取扱費 (4) 小荷物取扱費 (7) 自動車取扱費 (1) 貨物積卸費 (4) 港費 (4) 営業費用中の航路附属施設に係る保険料、税金(事業税を除く)利子、減価償却費、賃借料 (4) 航路附属施設費	$\text{運航回数比率} = \frac{\text{当該施設を利用する本航路の就航船舶の運航回数}}{\text{当該施設を利用する全航路の就航船舶の運航回数}}$	
(3) 収入比率により按分するもの (7) 営業収益 (4) 営業費用中の税金の(3)その他(事業税)費 (7) 店	$\text{収入比率} = \frac{\text{本航路における運航収入}}{\text{全事業収入(営業外収入を除く)}}$ $\text{収入比率} = \frac{\text{当該船舶の本航路における増便した区間の運航収入}}{\text{全事業収入(営業外収入を除く)}}$	
(4) 船員費の比率により按分するもの (7) 予備船員費	$\text{船員費比率} = \frac{\text{船員費の本航路分担額(予備船員に係るものを除く)}}{\text{船員費の総額(予備船員に係るものを除く)}}$	

(注) 1. 本航路分担率の欄に分担率算式を参考にして航路ごとに分担率を算出すること。
 2. 使用船舶の各航路別運航状況調(第9表)により分担率を算出すること。
 3. 他事業及び他航路就航のない場合は本表を省略する。
 4. 分担率は小数点以下4桁を四捨五入して3桁までとする。
 5. 運航回数比率を求めるときは、回航の分については入渠の場合は往復、他航路との入替については入のみを本航路分とする。

離島航路第10表

旅客輸送人員及び運賃収入報告（見込）

種別	区分		本航路輸送人員 及び運賃収入	備考
	輸送人員	運賃収入		
普通券 (片道券)	輸送人員			
	運賃収入			
普通復券 (往復券)	輸送人員			
	運賃収入			
定期券	輸送人員			
	運賃収入			
団体券	輸送人員			
	運賃収入			
回数券	輸送人員			
	運賃収入			
計	輸送人員		0.0	
	運賃収入		0	

(注) 実施要領2.(2)①に係る申請をする場合は、()にて増原分を内書きすること。

離島航路第12表

貨物輸送量及び運賃収入調（見込）

着港名	発港名											計	
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0
合計	数量(トン)												0.00
	運賃収入												0

(注) 本航路における臨時運輸による収入は本表に計上すること。
 また、実施要領2.(2)①に係る申請をする場合は、()にて増便分を内書きすること。